

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

(1) 平成20年3月28日 金曜日

宮城県公報

告示

目次

ページ

正誤報

一四

○平成十四年宮城県告示第七百四十号（住民基本台帳法施行条例に基づく

本人確認情報の開示に係る費用等）の一部改正

○生活保護法による指定介護機関の指定

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○昭和四十六年宮城県告示第一百五十一号（農業振興地域の指定）の一部改正

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○県営土地改良事業の換地処分

○建設業許可の取消し

○土地収用法に基づく事業の認定

○道路の区域変更（四件）

○道路の供用開始

○都市計画変更の図書の縦覧

○土地整理組合の事業計画変更の認可（二件）

○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）

○都市計画事業の事業計画変更の認可（八件）

○建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改

正する告示

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選舉管理委員会

○仙台松島道路（第一期）工事の全部完了及び料金徴収期間の公告
○宮城県公報第一五四六号中
○宮城県公報第一五三三号中
○宮城県告示第三百二十八号
○宮城県告示第七百四十号（住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

「第四条第二項」を「第六条第二項」に改める。

○宮城県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の一第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一通所介護

（同）

（同）

（同）

（契約課）

（契約課）

（契約課）

（契約課）

一三

一二

九

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスほのか	遠田郡美里町中坪字上戸三十三・二	有限会社穂乃香	遠田郡美里町中坪字上戸三十三・二	平成二十年一月十五日
短期入所生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百二十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	平成二十年一月三十日
認知症対応型共同生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特定施設入居者生活介護事業所宮城県偕楽園	石巻市北上町橋浦字大須二百三十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	平成二十年一月三十日
特定施設入居者生活介護事業所宮城県偕楽園	黒川郡大和町小野字前沢三十一・一	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	平成二十年一月三十日
特定施設入居者生活介護事業所宮城県偕楽園	氣仙沼市長磯後沢八十二番地三	有限会社村伝	氣仙沼市八日町一丁目三番五号	平成二十年一月一日
特定施設入居者生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスほのか	遠田郡美里町中坪字上戸三十三・二	有限会社穂乃香	仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	平成二十年一月一日
介護予防短期入所生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百二十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	平成二十年一月三十日
社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	平成二十年一月一日
社会福祉法人みやぎ会				
申請者の名称	申請者の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
平成二十年一月三十日	平成二十年一月十五日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日
申請者の所在地	申請者の所在地	申請者の所在地	申請者の所在地	指定年月日
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日

七 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称 特定施設入居者生活介護事業所宮 城県偕楽園	事業所の所在地 黒川郡大和町小野字前沢三十一 一	申請者の名称 社会福祉法人宮城県社会福 祉協議会	申請者の所在地 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	指定年月日 平成二十年一月一日
------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------------------

八 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百二十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	平成二十年一月三十日
グループホーム村伝えいち	気仙沼市長磯後沢八十二番地三	有限会社村伝	気仙沼市八日町二丁目三番五号	平成二十年一月一日

○富城県告示第三百三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月二十八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五四〇〇六九六	セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七番二号 三共事務所一F	セントケア宮城株式会社	平成二十年二月二十九日

○富城県告示第三百三十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十六年富城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年三月二十八日から施行する。

その関係面は、富城県庁(農林水産部農業振興課)及び仙台地方振興事務所、大河原地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

大字沿辺字小谷地一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、九番、十番、十一番、十二番、十三番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三

仙台市

村田町のうち次の区域を除く区域に次のように加える。

一三番、二一八番一から二二〇番まで、二二五番から二二七番まで、一四六番、一四七番、一五〇番から一六〇番まで、二六三番、二六九番、二七〇番」に改め、「中坪(三三三番、三四番、四二番から一六〇番まで、四五番一から六一番まで、六七番一から七六番まで、八一番から九二番)まで、一〇一番一から一七番まで、一二五番から一二七番まで、一三〇番、一三一番」を削る。

村田町

一
処分を行つた地区

宮城県知事
村井嘉浩

○宮城県告示第三百二十三号
栗原市役所及び栗原市一迫総合支所
土地改良法（昭和二十四年法律第八十九
事業の換地処分を次のとおり行つた。
平成二十年三月一十八日

（法律第百九十五号）第八十九条の一第九項の規定により、県営土地改良

宮城縣知事

緯賢に供する書類の名稱

平成二十年三月二十八日

訴えを提起することができる

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの

により次のとおり総覽に供する。

県営一本杉地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定

○宮城県告示第三百三十一号

八番、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十七番

六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、百一十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百三十一番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、

十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、

二 商号又は名称等		一 許可を取り消した年月日		平成二十年三月二十九日		平成二十年三月二十八日		平成二十年三月二十一日		○宮城県告示第三百三十四号	
建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。											
主たる営業所の所在地		尾形 七郎		十東松島市野蒜字洲崎七 一一・八十四		丁仙台市太白区東中田四 目十一・十		栗原市栗駒中野田町西 百九十八・二		小川 勇樹 マサ	
登米市豊里町浦軒十九		佐々木良雄		有限公司宮城殖産		株式会社尾形産		大通信機会社コロナ 浩三		株式会社ヤマサ	
登米市中田町上沼字大		泉門畠二十六		有限公司小野寺敏		土木有限公司小野寺敏		佐々木良雄		大勝機製作所	
九第般 一一・ 七万九 七百		三第般 一一・ 八万八 五百		十第般 八号 八千八 五百		号第般 八号 七千八 八百九		号第般 千六百八 九八十		号第般 三百六 八十四	
熱内防塗ガ板鉄部 絶縁仕工工事 工上事工事 事工事業 業事業		一内防塗ガ板鉄部 絶縁仕工工事 工上事工事 事工事業 業事業		一全般部 造般部 園設業 工事業		一全般部 水道装 施設事 工事業		一全般部 電気通 信設業 工事業		一一般部 建設業 工事業	
平成二十年 三月三日		平成二十年 三月三日		平成二十年 二月二十二日		平成二十年 二月二十二日		平成二十年 二月十五日		受付年月日	
桃生町8期地区		宮城県知事		村井嘉浩							

佐々木喜信	有限会社セイコ	高夢信紀久 年禮久 有限公司	堀江舍一 有限公司	平地田哲也 有限公司	中ンみちのく 有限公司	佐々木喜信
赤渕八十六 ・二	大崎市岩出山上野目字	仙台市宮城野区宮千代 二丁目十 ・十	牛小倉三十二 ・十五野字	遠田郡涌谷町字本町十	大崎市古川北宮澤字袖 八十三	
百第般 六 一 万 七 七 号 五	百第般 四 一 万 六 六 号 二	百第般 九 一 万 十七 五 七 号 八	百第般 十 一 万 四 四 号 三	百第般 一 十八 四 千 三	百第般 一 十八 四 千 二	
内鋼ブタ屋大般部 装構口イ根工建廢 仕造ツル工工設業 上物ク 事事業 工工 事事 事工 事事 業業 が	一全 消管般部 防工建廢 施事設業 設工事 業	一全 般部 建廢 工事設業 事業	一全 鋼管工 構工工 造事業 物業 工事 業	一全 般部 建廢 工事設業 木工事 業	水ほ石と 大建土工 道工工 施工事 設事業 工事 業	一全 般部 建廢 工事設業 事事業 工工 事業
平成二十 年 二月 二十一 日	平成二十 年 一月 十九 日	平成二十 年 一月 二十 日	平成二十 年 二月 二十 日	平成二十 年 二月 二十一 日	平成二十 年 二月 二十一 日	平成二十 年 二月 二十一 日

四

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 収用の部分 | 宮城県東松島市赤井字南三地内 |
| 2 | 使用の部分 | なし |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百三十五号
土地収用法（昭和二十六年法律第一百十九号。以下「法」といへ。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

新編圖書集成

卷之三

建設事業並びにこれに伴う附帯工事並び

卷之三

水洛寸營工事

水經注卷二

卷之三

からも本市場の整備が必要とされている。また、第八次宮城県卸売市場整備計画においても効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した市場を目指すこととされている。

しかし、現在の施設は、老朽化・狭隘化が著しく、雨漏りや露天での荷捌搬送などにより品質管理面の問題が発生し、また、場内動線が交錯しているため危険で作業効率の悪化も招いている。更には、市場の出入口のある国道四十五号は、片側一車線で交通量も多いことから、大型車などの出入に際し、渋滞を引き起こすなど安全面、交通面でも問題がある。このようしたことから市場の整備を行うこととしたが、現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅等が多く影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

また、本体事業の事業計画は、平成二十年三月十九日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

本件事業の施行により石巻流通圏の拠点総合市場として求められる効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した機能の強化が図られることになる。これにより新鮮で安全、安心な商品のより安定的な供給が可能となり、また、園芸振興への寄与も期待されるなど、消費者、生産者双方が受ける利益は大きく、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業を現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅が多く社会的な影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

本件事業の起業地は、交通アクセスなどの立地環境、インフラ整備状況、周辺への影響等を考慮して選定された四候補地の比較検討を行い、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案し決定されている。また、卸売市場敷地として都市計画区域における位置が決定されり合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一) で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現市場は、老朽化、狭隘化が著しく、雨漏りや露天での荷捌搬送のため商品の品質管理面に問題が発生し、また、場内動線が交錯して作業の安全性、効率性にも問題がある。生産者など市場関係者からは、早急な施設整備の要望が出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業、附帯工事及び関連事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東松島市役所（建設部都市計画課）

○宮城県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条规定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大崎市事務所において一般的縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百八号
三 道路の区域

変更の区間		前後 変更の 敷地の (メートル) 幅員	敷地の (メートル) 延長
後	前		
二八〇	一七六	一七六 二八〇	六〇〇
四六〇	六〇〇		

○富城県告示第三百三十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 大河原高倉線
三 道路の区域

変更の区間			
後 A	B	前 A	前変更の (メートル)
一〇・〇～ 五四・五	六・五～ 一二・〇	四六七・〇	敷地の幅員 (メートル)
四五・五	四六七・〇	一五〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○富城県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 愛島名取線
三 道路の区域

変更の区間	
前 A	前変更の (メートル)
二五・八〇・〇	敷地の幅員 (メートル)
一、四九八・四	敷地の延長 (メートル)

Bは、
上記A及び
関係図

先から 同市愛島小豆島字宇賀崎無番地先まで	B	一〇・八～ 一・一二・八	一、一五・五
		二五・八〇・〇	一、四九八・四

面に表示する
敷地の区分を
いう。

○富城県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 杉ヶ袋増田線
三 道路の区域

変更の区間			
後 A	B	前 A	前変更の (メートル)
一八・〇六・〇	八・二八・〇	五、一四四・四	敷地の幅員 (メートル)
一〇・六・〇	五、一四四・四	三、七一八・六	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○富城県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一般国道	種道路類の 路線名	供用開始の区間
百八号	同市鳴子温泉字大畑三七番二地先から	供用開始年月日 平成二十年三月二十八日

第1945号 平成20年3月28日 金曜日 宮城県公報

○富城県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画について関係図書を宮城県厅（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

仙台市宮城野区田子字田子西、同字中坪、同字西田、若切字余目南、同字引目の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

○宮城県告示第三百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 設立認可の年月日

平成七年六月十一日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月十九日

○宮城県告示第三百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

一 組合の名称

岩沼市三色吉字南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月二十四日

○宮城県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

鹿島台町已待田土地区画整理組合

二 事務所の所在地

大崎市鹿島台平渡字已待田五百九十三番地

三 設立認可の年月日

平成十五年一月十四日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月二十四日

○宮城県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

宮城県知事 村井嘉浩

2 名称

○富城県告示第三百四十七号

二 施行者の名称	三・四・百三号 北浜沢乙線
二 施行者の名称	富城県
三 事務所の所在地	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
四 事業地	
1 収用の部分	変更なし
2 使用の部分	変更なし

○富城県告示第三百四十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百七十五号 三軒茶屋岩沼線

二 施行者の名称

富城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地	
1 収用の部分	変更なし
2 使用の部分	変更なし
	なし

の変更を次のとおり認可した。
平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称
「河南町」を「石巻市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
石巻広域都市計画下水道事業

- 2 名称
「石巻市流域関連公共下水道」及び「河南町流域関連公共下水道」を「石巻市流域関連公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成四年三月十三日から平成二十一年三月三十日まで」を「平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし

- 2 使用の部分
変更なし

3 名称
なし

○富城県告示第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

「河北町」を「石巻市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
石巻広域都市計画下水道事業及び河北都市計画下水道事業

- 2 名称
なし

○富城県告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

連公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間
「平成九年三月二十八日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

「河北町」を「石巻市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類
河北都市計画下水道事業

2 名称

「河北町公共下水道」を「石巻市公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成七年八月二十一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成七年八月二十一日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。
平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

「鹿島台町」及び「三本木町」を「大崎市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

鹿島台都市計画下水道事業及び古川都市計画下水道事業

2 名称

「鹿島台町流域関連公共下水道」及び「三本木町流域関連公共下水道」を「大崎市流域関連公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「昭和五十八年一月七日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十八年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「昭和五十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十八年十二月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分
なし

2 使用の部分
「なし」及び「変更なし」

なし

○宮城県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

七ヶ浜町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年十月十七日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年十月十七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

利府町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称
利府町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月二十一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十二号

の変更を次のとおり認可した。
平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

三 事業施行期間

「小牛田町」を「美里町」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。
「平成二年一月七日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
石巻広域都市計画下水道事業
- 2 名称
女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

女川町流域関連公共下水道

「平成九年三月二十八日からの平成二十一年三月三十日までの」を「平成九年三月二十八日からの平成二十一年三月三十日までの」に削除する。

四 事業地

1 取引の詔文

なし

2 使用の部分

なし

○福島県知事第3回第4回第5回
建設関連業務に係る契約競争入札の参加資格等に関する規程の一式を改出する旨を次のとおり改め。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 村井謙太郎

建設関連業務に係る契約競争入札の参加資格等に関する規程の一式を改出する旨を

建設関連業務に係る契約競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年福島県知事令第41号)の一部を次のように改出する。

第一条第一項の表(建設工事契約の種別)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。)、機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門にあつては、機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械のトランク、上下水道部門にあつては上水道及び工業用水道又は下水道のものに限る。

様式兼用印押

測量		建設コンサルタント			
		技術士			
測量士	測量士補	機械部門	電気電子	建設農業	森林

改

建設コンサルタント		地質調査	
建設主任技術者	RCMその他	技術士	応用理学

建設コンサルタント		地質調査	
建設主任技術者	RCMその他	技術士	応用理学
不動産鑑定士	土地家屋調査士	司法書士	補償業務管理士
		建 設	地質調査技士

改

測量		建設コンサルタント			
		技術士			
測量士	測量士補	機械	電気電子	建設	上下水道農業

建設コンサルタント			
技術士	1級土木施工管理技工	環境計量士	第1種電気主任技術者
産業情報工学	応用理学		
森林水			
建設コンサルタント		地質調査	
第1種伝送交換主任技術者	線路主任技術者	技術士	地質調査技士
R C C M	その他	応用理学	
補償コンサルタント		建築設計	
その他の不動産鑑定士	土地家屋調査士	司法書士	補償業務管理士
			その他
			1級建築士

上記の公示は平成二十年四月一日から施行する。
附 則

○政府調達に關する協定の適用を取扱る調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十年三月二十八日

富城県知事 村井嘉浩

一 携札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 富城県工事管理システム運用管理保守業務
式

一一 契約に関する事務を担当する事務室等の名称及び所在地 富城県出納局契約課 仙台市青葉区本町 三三一四八番一町	
三三一落札者を決定した日 平成二十年三月二十八日	
四四一落札者の名称及び所在地 テクノ・マイノ株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一 五落札金額 一億一千七百四十八万円	
六契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
七入札の公告を行った日 平成二十年三月二十九日	
選舉管理委員会	

○附選管公示第一十八号

富城県公職選舉執行規程の一部を改正する旨を次の通り定める。

平成二十年三月二十八日

富城県選舉管理委員会
会長 佐藤健一

富城県公職選舉執行規程の一部を改正する旨

別表第一 医療法人育正会赤坂病院の項の次に次のようないふに加える。

医療法人啓仁会仁寿口イマニ病院 同 市広瀬字焼券一番地

別表第一ケアハウスモレーニュの項の次に次のようないふに加える。

ニチャイのきぬめき仙台松森 同 市泉区松森字台九十五番地一

別表第一特別養護老人ホーム樂園が丘の項の次に次のようないふに加える。

特別養護老人ホーム樂園が丘の杜 同 郡威王町曲竹大字田中四十八番地一

附 則

上記の公示は平成二十年三月二十八日から施行する。

○附選管公示第一十九号

平成二十年三月二十四日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百一十七条第一項の規定による選舉の結果、次の者が委員長に就任した。

平成二十年三月二十八日

富城県選舉管理委員会

委員長 佐藤健一

(氏名) (生年月日) (住所)

○飼選管知示第三十回

次の者を地方選挙法(昭和111年法律第六十七回)第四八十七条第一項の規定により函城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成11十年三月11十八回

函城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

函城県選挙管理委員会

委員長 田辺幸樹

○飼選管知示第三十一回

政治資金規正法(昭和111年法律第五九十四回)第十一條第一項の規定による政治団体からの提出があつた平成十八年分収支報知書について、提出の届出書が提出されたので、平成十九年飼選管知示

第回三十七回の一項を次のとおり改めむ。
平成11十年三月11十八回

函城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

血田民主党中央建設本部の平成十八年分収支報知書の勘定の

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

'ア 個人の負担する党費又は会費 1,903,500円「」
「ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 7,000,000円「」
供与された交付金に係る収入 5,000,000円「」
'イ 自由民主党東京都建設支部 2,000,000円「」を通り。

函城県選挙管理委員会

○函城県選挙調整委員会公報第十一回

漁業法(昭和114年法律第1146十七回)第十一條第四項の規定による公聴会を開催する。

平成11十年三月11十八回

函城県選挙調整委員会

委員長 田辺勝也

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成11十年四月111回 午前十時から 午後四時まで	塙籠市尾島町十七番十八回 塙籠商工会議所	矢本町漁業協同組合 宮城県漁業協同組合 塙籠市漁業協同組合 利害関係者

平成11十年四月111回 午後1時から 午後四時まで	牡鹿郡女川町女川浜字大原一番地 の110 女川生涯学習センター	宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾漁業協同組合 牡鹿漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
----------------------------------	---------------------------------------	---

平成11十年五月11回 午前十時から 正午まで	石巻市東中里11144番111回 宮城県東部合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 石巻市漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
-------------------------------	-----------------------------------	--

平成11十年五月11回 午後1時10分から 午後四時10分まで	坂元郡伊吹田町一一番地 函城県坂元町合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
---------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

1 公聴会にて意見を听取る件	○函城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
	漁業法第十一條第四項の規定による位置漁業権及び区域漁業権の免許の内訳たるぐも事項等の事前決議の件

公報

○函城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成11十年三月11十八回

函城県知事 村井嘉洋

道路整備特別措置法(昭和111年法律第七回)第1111条第1項及び第1115条第1項の規定に

1 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲	一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲
---------------------------	---------------------------

よつ、仙台松島道路（第一期）工事の全部完了及び料金の徴収期間について、次のとおり公告する。
平成二十年三月二十八日

宮城県道路公社

理事長 佐伯光時

記

一路線名	県道仙台松島線、一般国道四十五号
二工事の区間	宮城県東松島市川下地内
三工事全部完了予定年月日	平成二十年三月三十一日
四料金徴収期間	供用開始の日（昭和五十七年十月一日）から三十七年（換算起算日から一十九年）

正 誤

○宮城県公報第一五三三号（平成十六年二月十三日付け）中

六ページ	三ページ	二ページ	上段	下段	ら後ろか行	正
上段	二	変更なし	変更なし	なし	なし	誤
九行	変更なし	正	なし	なし	なし	誤

誤

誤